

ボランティア給食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 日頃、偏食しがちな、虚弱な独居老人及び重度の独居心身障害者に給食サービスボランティアが見守りを兼ねて配達し、ふれあいを深め生きがいと自立について援助を行い、在宅福祉の向上とボランティアのまちづくりに資することを目的とする。

(事業主体)

第2条 事業の実施主体は五島市社会福祉協議会本所(以下「本所」という。)とする。

(実施地域)

第3条 事業の実施地域は旧福江市内(但し、離島地域を除く)とする。

(対象者)

第4条 給食サービス事業(以下「給食サービス」という。)の対象者は次に掲げる者で他の配食サービスを受けていない者とする。

- (1) おおむね65歳以上の虚弱な独居者
- (2) 重度の独居心身障害者
- (3) その他会長が特に必要と認めた者

(利用方法)

第5条 給食サービスを利用する場合には、ボランティア給食申込書に所要事項を記入して事務局長に提出しなければならない。

(費用負担)

第6条 給食サービスを受ける者の費用負担額は五島市社会福祉協議会長(以下「会長」という。)が別に定める。

(運営委員会)

第7条 給食サービスの実施運営については、給食サービスに関わるボランティア団体の代表者等による運営委員会を置くことができる。

2 委員は会長が委嘱する。

(雑則)

第8条 この要綱の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から適用する。
- 2 平成22年10月12日から適用する。(第4条の一部改正)